

岐阜市市税及び国民健康保険料収納業務委託 事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、市税及び国民健康保険料（以下「国保料」という。）の収納率向上を図り、将来にわたり、自主財源を安定的に確保していくことを目的として、岐阜市市税及び国民健康保険料収納業務の委託事業者の選定を行う。

この実施要領は、公募型プロポーザル方式により委託事業者を公正かつ公平な方法で選定することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容等

(1) 委託業務の名称

岐阜市市税及び国民健康保険料収納業務委託

(2) 業務内容

別紙「岐阜市市税及び国民健康保険料収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」参照

(3) 契約期間等

契約締結日から令和11年1月31日まで

うち準備期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

うち履行期間：令和8年4月1日から令和11年1月31日まで

(4) 予定価格

205,380,000円

内訳

うち令和8年度	76,636,000円	市税	33,999,000円	国保料	42,637,000円
うち令和9年度	70,224,000円	市税	31,056,000円	国保料	39,168,000円
うち令和10年度	58,520,000円	市税	25,880,000円	国保料	32,640,000円

※ 消費税及び地方消費税を含む。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、その定めによる。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者。なお、（7）における「親会社」及び「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項の規定による。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（3）この公告から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づく資格停止を受けていない者であること。

（4）岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。

（5）以下について未納の徴収金がない者

① 本社、本店（委任する場合は、受任先となる支社、支店若しくは営業所等）の所在地の市町村税等

② 消費税及び地方消費税

- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証又は「個人情報情報を適切に管理している」と評価された事業者が使用できるプライバシーマークを取得していること。
- (7) 参加事業者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 過去5年度間（令和2年度～令和6年度）に官公庁において市税収納業務（電話催告）又は国民健康保険料（税）収納業務（電話催告）を受託した実績を有すること。

4 事業者選定に係る日程

	手続	日程
1	募集期間（公告期間）	令和7年9月16日（火） ～9月30日（火）午後5時
2	質問受付期間	令和7年9月16日（火） ～9月30日（火）午後5時
3	参加表明書の提出期限	令和7年9月30日（火）午後5時
4	提案者情報書等の提出期限	令和7年9月30日（火）午後5時
5	参加資格確認結果の通知日	令和7年10月10日（金）
6	参加事業者の質問に対する回答期日	令和7年10月10日（金）まで
7	企画提案書等の提出期限	令和7年10月20日（月）午後5時
8	プレゼンテーション・最終審査	令和7年10月27日（月） ～10月31日（金）までのいずれか1日
9	最終審査結果の通知日	令和7年11月7日（金）

※ 日程については、本市の都合により変更する場合がある。

5 提出書類及び関連書類

本選定に提出する書類の様式及び関連資料については、原則、本市ホームページに掲載する。

6 各事務の受付及び実施

本プロポーザルに係る全ての事務及び受付は、事務局で行う。

【事務局】

担 当 課	財政部 納税課
担 当	伊藤(聖)、土田
所 在 地	岐阜市司町40番地1 岐阜市役所市庁3階
電話番号	058-214-2453（直通）
E メール	nouzei@city.gifu.gifu.jp
受付時間	募集期間内の平日 午前9時から午後5時まで

7 各手続

(1) 参加表明

提出期限	令和7年9月30日（火）午後5時まで（必着）
提 出 先	事務局（項番 6 参照）
提出方法	持参又は郵送
提出書類	様式 1 「参加表明書兼誓約書」

(2) 質問の受付及び回答

受付期間	令和7年9月16日（火）から9月30日（火） 午後5時まで（必着）
提出方法	E メール
提出書類	様式 5 「質問票」
回答方法	質問者を伏せた形で様式 1 「参加表明書兼誓約書」に記載されたメールアドレス宛ての電子メールによる回答又は本市ホームページ上への掲載により行う。 ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。 なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
回答期限	令和7年10月10日（金）

(3) 提案者情報書等

参加表明者は、次のとおり、提案者情報書等を事務局に提出すること。

	様式	書類名	紙部数	DVD-R
ア	様式 2	提案者情報書	1部	1部
イ	様式 3	市税及び国民健康保険料（税）収納業務実績調書		
ウ	任意	法人関係書類 ・ 定款 ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・ 財務諸表（直近 3 年分） ・ 会社概要書（5 枚以内）	1部	
エ	任意	会社パンフレット	1部	
オ	発行元による	項目 3（5）を証明する書類（完納証明等） ・ なお、本年度の岐阜市競争入札参加者名簿に登録されている者については、不要とする。	1部	
カ	認定書の写し	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証又はプライバシーマークの取得を証明する書類	1部	

※ ア～カ（各1部）の順に並べて提出すること。

(4) 参加資格確認

参加表明者から提出された(3)の書類について、本実施要領に基づき、事務局が参加資格を確認する。

参加資格確認の結果については、文書等により令和7年10月10日（金）付けで、参加表明者に通知する。

(5) 企画提案書等

(4)により参加資格を有すると認められた者（以下「審査対象者」という。）は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

提出期限	令和7年10月20日（月） 午後5時まで（必着）			
提出先	事務局（項番 6 参照）			
提出方法	持参又は郵送			
提出書類 及び部数等	次のとおり。			
	様式	書類名	紙部数	DVD-R
ア	任意	企画提案書	1部	1部
イ	様式 4	見積書	1部	

(6) プレゼンテーション

審査対象者による提案内容のプレゼンテーションを実施する。

内容	企画提案書の内容に基づき、提案者の考えを説明する。 プレゼンテーション 20分以内 質疑応答 15分以内
説明者	本業務を受注した場合に業務責任者として予定している者
その他	・プレゼンテーションの実施に当たり使用する備品等は、全て提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、ディスプレイ等及びコンセント1箇所については、本市の既存機器の範囲内で用意する。 ・企画提案書の内容を逸脱しないことを前提に追加資料を使用することができる。なお、追加資料は、配布を許可しない。 ・プレゼンテーションの日時、場所等の詳細については、別途通知する。

(7) 最優秀者・優秀者の選考

本市が設置する「岐阜市市税及び国民健康保険料収納業務委託事業者の選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーションの結果を基に、総合的な評価を実施する。

算出した評価値が最も高い1者を最優秀者とし、次点の1者を優秀者として特定する。ただし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると認められない場合には、特定しない場合がある。

評価値の合計が最も高い者が2人以上ある場合、審査委員会で協議して最優秀者を特定する。

(8) 最終審査結果通知

全ての審査が完了後、プレゼンテーションを行った審査対象者全員に、文書にて結果（評価・審査項目ごとの評価値）を通知するとともに、本市のホームページに最優秀者は、事業者名称と点数を掲載し、他の参加者については、匿名で点数を掲載する。

評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け付けない。

(9) 契約

最終審査結果の通知後、速やかに本市と最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約内容について協議を確定した上で岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより、契約を締結する。最優秀者との協議が調わなかった場合は、優秀者と協議を行い契約締結の交渉を行う。

8 参加辞退

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式は、任意とし、代表者印及び辞退理由は必須とする。）を事務局まで持参又は郵送すること。

9 審査基準

審査委員会で定めた評価基準に沿って審査を行い、本委託事業者として優先交渉を行う者を選定する。

評価値は、書類審査として130点、プレゼンテーション審査として20点の計150点とする。なお、【評価基準・評価値】は、最終的に審査委員会で決定する。

【評価基準・評価値（案）】

評価・審査項目		評価・審査事項	評価値	
書類審査	実績評価	・市税・国保料（税）収納業務実績 ・東海4県における市税・国保料（税）収納業務実績 ・業務責任者の実績	30点	130点
	企画提案内容評価		80点	
	地域貢献評価		5点	
	価格評価	$75 \times \{(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}\}$ ただし、15点を上限とする (落札率約80%で上限となる)	15点	
プレゼンテーション審査			20点	20点
合計			150点	

10 企画提案書記載事項

項目	提案内容	記載上限 ページ数
1 基本認識	① コンプライアンス（法令遵守）に対する認識 ・業務従事者への法令遵守や守秘義務を担保する方策 ② 法改正等の対応 ・市税収納業務及び国保料（税）収納業務に係る法改正時（条例等含む）の対応策 ・地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への対応策 ③ 準備期間の体制 ・業務実施計画の内容や体制、実施方法等 ④ 市税・国保料（税）収納業務の精通度、提案者の強み ・業務に対する認識、重要と考える事項 ・提案者が業務で発揮できる強み、メリット ⑤ 市税・国保料（税）収納業務の効果（成果）の明示とその検証 ・業務の効果（成果）の検証や分析方法 ・業務実施計画の各目標値が達成できない場合の保証や対応	7ページ
2 従事体制	① 業務従事者の雇用 ・高い適性を有する人材を継続的に確保するための採用方針や採用方法 ・市内居住者を継続的に確保するための方策 ・有資格者や経験者を確保するための方策 ② 業務の従事体制 ・現場での指揮・命令系統と職員との連携方法 ・従事者の役割分担や能力などを踏まえた、適正な配置体制	5ページ

項目	提案内容	記載上限 ページ数
	③ 業務の従事体制の維持 ・業務従事者の離職を防ぎ、長期雇用につなげるための方策 ・業務従事者の退社、事故など、不測の事態が生じた場合の人材確保や補充体制 ④ 人材育成・研修体制 ・業務従事者に対する研修体制や研修内容及びその実施方法	
3 危機 管理	① セキュリティ対策、緊急時の対応 ・個人情報の漏えい等、セキュリティリスクの認識と対策 ・大規模災害等、緊急事態の対応策 ・事故等が発生した場合の損害賠償能力 ② 業務遂行上のトラブル対応 ・業務上のミスや苦情等、日常的なトラブルや事故を回避するための方策 ・トラブル対応の手順や方法	5ページ
4 独自 提案	① 市民満足度の向上や事務の効率化を図る創意工夫 ・仕様書の内容について、さらに市民満足度の向上や事務の効率化を図ることができる独自提案 ・外国人等の納付義務者への対応策	2ページ

1 1 企画提案書等の作成上の留意事項

(1) 共通事項

ア 提案書は、1者につき1提案とする。

イ DVD-Rで提出するドキュメントのファイル形式は、MS-Officeの他、現時点で一般的なもので発注者が認めるものとする。

(2) 企画提案書

ア 項番10に定めた提案項目は、全て記載すること。

イ 様式は、任意とするが、項番10に示す構成及び順序とすること。

ウ 形式は、A4版横書き、左上1箇所綴じの印刷物とする。必要に応じてA3版横書きでも差し支えないが、A3版がある場合は、該当ページをA4版2ページ相当分と数える。

エ ページ数は、項番10の「記載上限ページ数」のページ数合計を超えない範囲とする。なお、ページ数には、表紙及び目次のページ数を含まない。

オ 評価の公平性を保つため、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

(3) 様式4 岐阜市市税及び国民健康保険料収納業務委託料見積書

委託料の見積金額は、項番2(4)の予定価格の範囲内とすること。

1 2 提出書類の取扱い

(1) 提出期間終了後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは、認めない。

(2) 提出書類は、返却しない。

(3) 提出書類は、事業者の選定に当たり、作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- (4) 提出書類（上記(3)の複製を含む。）は、本件事業者選定の目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき、公開請求により公開する場合がある。
- (6) 提案者から提供された従業員等の個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法令に従うものとし、本件事業者選定の目的以外には使用しない。
- (7) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

13 その他

- (1) 本件公募型プロポーザルの募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不知、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 本手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (3) 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (4) 失格について
 - 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 参加表明後に参加資格を満たさないことが判明し、又は参加資格を満たさなくなった者
 - イ 提出物の作成方法・提出方法等が項番7及び11に違反する者
 - ウ 本件公募型プロポーザル実施の公告後、審査委員会委員に対し本件事業者選定に関し接触を求めた者
 - エ 見積金額が予定価格を超えている場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合
 - キ 提出書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合
 - ク プレゼンテーションにおいて虚偽の発言をしたと本市が判断した場合
- (5) 前号のキ及びクのいずれかに該当した場合には、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行うことがある。
- (6) 著作権・特許権等
 - 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

以上